令和6年度 鶴田町創業等応援助成金

鶴田町では、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、町内で新たに創業する 方又は事業承継を行う方(個人事業主・法人)に対して助成金を交付します。

対象者

次のいずれかに該当する方で、事業を3年間継続して営業することが可能であり、かつ、鶴田町商工会の会員となり、鶴田町商工会の継続的な経営指導等を受けること(※)。 ※町税等に滞納がある方や、創業にあたり必要な許認可等を受けていない方は対象外とします。

1 新規創業者

令和5年4月1日~令和7年2月28日までに町内で新たに創業し、事業開始が確 実である方

2 事業承継者

町内で事業承継を行う譲受側の方で、令和5年4月1日~令和7年2月28日まで に事業承継手続きを行い、終了させることが確実であり、かつ、現業の規模拡大、生 産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方

助成金の額

1件当たり 10万円

手続きの流れ

- ①申請書類一式を作成・提出
- ②助成金交付決定通知書を受取
- ③助成金請求書を作成・提出
- ④助成金の交付・受取(口座振込)
- ⑤事業状況報告書を作成・提出(助成金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、事業の毎年度の状況について、報告年度の5月31日まで)

申請受付期間

令和7年3月14日(金)まで

※申請期間内でも予算が上限に達した場合、受付を終了する場合があります。

お問い合わせ・書類提出先

鶴田町役場 商工観光課 商工係(役場2階)

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1

TEL: 0173-22-2111 (内線 251) FAX: 0173-22-6007